

スポーツ史研究における「神事」相撲の研究とは —「神事」相撲の研究が意味するもの—

下谷内 勝利

1. はじめに

日本において外来語の Sport を片仮名書きにして「スポーツ」や「スポーツ」と表記するようになったのは明治時代になってからである。しかし、新聞紙上に、それらの表記が現れるのは明治40(1910)年代からのことである。この場合、スポーツは通俗的に「運動競技」の意味に用いられ、Games や Athletics とも区別が意識されず、欧米的な外来文化の一環として理解されていた¹⁾。また、国語辞典において「スポーツ」という表記の初出と考えられるが大正14(1925)年の広辞林で「競技・運動」の意味で説明されている²⁾。このため、スポーツという用語を、西欧とは文化的な伝統の異なる日本まで延長して、「奈良時代のスポーツ」あるいは「江戸時代のスポーツ」を語ることは、矛盾すると考えられていた。要するに日本もアジアも、西欧化(=近代化)する以前の時代に、スポーツは存在しなかったのであり、そう考えるのが当時の常識であった³⁾。

しかしながら、近代という時代を通過した今日において「Sport」あるいは「スポーツ」という表記は常識的なものとなっており、スポーツ史の研究において日本の「相撲史」を取り扱うことは何ら問題がないことである⁴⁾。とりわけ、「神事」相撲は日本の「近代」において産出されたある意味では新しく、ある意味では古いものと言わざるをえない⁵⁾。たとえば、明治に入ってもしばらくの間は、今日よりは多くの神社が祀られていた。ところが、明治の末期になると、政府の政策として「神社整理」⁶⁾が行われ、1つの町村に1つの神社を祀る体制の実現が目指された。これに対して民俗学者の南方熊楠などがかなり反対したことは有名であり、1町村1社まで整理統合されることはなかったものの、

その数は激減した。また、近代に入るまでは、祭神が必ずしも明確になっていない神社が少なくなかったが、「記紀神話」の浸透がはかられるなかで、祭神が明確化されていった。つまり、今まで何を祀っているのか、性格がはっきりしていなかった神社に、記紀神話などに由来する神が祀られるようになったのである。神道の信仰は古くからのもので、日本人の歴史と同じくらい古い。しかし、古いものがそのまま受け継がれてきたわけではなく、歴史のなかで人間の側の都合で、信仰のあり方や内容は大きく変わってきた。神々の世界もその影響を受けて、絶えず変容を遂げてきたことが近年、宗教学において指摘されている⁷⁾。

実のところ、スポーツ史研究において「近代」を通過した時代、つまり「現代」(＝後近代)をどのように認識するのかが重要な課題と考えられており、このスタンスを取ることでどのような研究視角が新しく浮かび上がってくるのかが問われている⁸⁾。この意味で「国民国家の形成と近代スポーツの再検討」⁹⁾はスポーツ史研究における重要な課題の一つであり、「神事」相撲の研究の意味をここに見出すことができる。また、先に触れた日本の神々のことを考察していくと、いろいろと興味深い事実や出来事に遭遇する。そこには、歴史上のさまざまな事柄や社会関係、権力の問題などが絡んでおり、神々について知ることは日本の社会を知ることもつながる¹⁰⁾。この意味でも「神事」相撲を研究することの意味を見出すことができる¹¹⁾。

本稿では、スポーツ史研究における「神事」相撲の研究の今日的意義について明確にしたい。

2. スポーツ史研究にみる日本の時代認識(時代区分)について

先にも触れたようにスポーツ史研究において「近代」を通過した時代、つまり「現代」＝「後近代」というスタンスを取ることで新しい研究視角を見出そうとする試みが絶えず行われている。ここでは『スポーツ史講義』¹²⁾が教える時代認識について少し長くなるが以下にみておくことにしたい。

日本のスポーツ史を考えるうえで明治維新と第二次世界大戦後が大きなターニング・ポイントとなる。つまり、維新前の時代を「前近代」、維新後の時代を「近

代)、そして第二次世界大戦後を「後近代」とする時代認識である。すなわち、現代は「近代」とは異なる次の時代、「後近代」であるという時代認識に立つことによって新たな視点を見出そうとする試みである。なぜなら、「近代」という時代はまさにヨーロッパとアメリカの時代であり、近代スポーツもその流れなかで展開されてきた。近代スポーツ史が何よりも明白に語っているように、近代スポーツの「普及・発展」は、まさにヨーロッパ産スポーツ文化による世界制覇の一つの帰結である。私たちは無意識のうちに西洋中心主義的なものの見方、考え方に慣らされ、スポーツ文化もまたヨーロッパ産の近代スポーツを中心とする考え方に抵抗がなくなってしまうのである。日本の場合、前近代的な伝統社会の中で、日本に固有のスポーツ文化を育み、人々はそれを享受していた。しかしながら、明治以後のスポーツ文化はそれらとは一変してしまう。明治に入って日本の近代化(=西欧化)が進行するにともない、スポーツ文化もまた西欧から大量移入されることになる。「西欧」という外圧によって日本のスポーツ文化は「前近代」から「近代」への転換が起こったのである。

このことを「神事」相撲に置き換えて考えてみると、日本の近代において国民国家¹³⁾が形成されていく過程で、前近代の「神仏習合」¹⁴⁾という文化が「神」と「仏」に分離される。または、神社と習合していた仏教色が払拭されていった。いわゆる「神仏分離」¹⁵⁾「廃仏毀釈」¹⁶⁾がそれである。日本の前近代において神と仏は分け隔てなく信仰されていたが、近代化するにともなって歴然と神(道)と仏(教)に分離させられる。このことを端的に教えてくれているのが石川県羽咋市の唐戸山神事相撲である。羽咋市の羽咋神社で執行される唐戸山神事相撲は1979(明治12)年に、その主管が隣接する本念寺から移行されたことに始まる¹⁷⁾。すなわち、これまで本念寺という寺院が引上報恩講¹⁸⁾という「仏事」の満座に執行されてきた相撲が、明治12年より羽咋神社が主管する「神事」相撲へと変容したのである。この主管の交代した時期が本邦政府による国民国家が形成される時期と重なることから、唐戸山「神事」相撲としての歴史はまさに日本の近代史とともにあったといえるのである。

3. 「前近代」における本念寺の「仏事」（＝引上報恩講）と その満座の相撲

ここでは「唐戸山神事相撲圏の形成に関する歴史的・民俗学的考察：藩政時代における能登地方の名刹・本念寺とその仏事満座相撲が果たした役割」『体育学研究』¹⁹⁾が教える史料に基づいて前近代における唐戸山の相撲をみておくことにしたい。唐戸山の相撲はこの地域一帯において「羽咋法事」²⁰⁾の相撲として知られていた。この「羽咋の法事」の相撲が『能登名跡志』²¹⁾によれば、1777（安永6）年にはすでに行われていたことを教えてくれる。神道と仏教が同化していた前近代において、勢力が強い側である寺院が法事（引上報恩講の満座）の折に相撲を執行していたとしても何ら不思議ではない。事実、真宗大谷派に属する本念寺が『能登名跡志』のなかで次のように記されている。「本念寺にて、東方の一向宗の觸（触）頭也、此御坊の法恩講の時、毎年八月廿五日唐戸山と云所にて、角力あり、群衆賑敷事也。」と記述されていることから当時の様子を窺い知ることができる。ここでいう東方の一向宗とは今日の真宗大谷派のことを指し、「法恩講」（「報恩講」のこと）は旧暦の8月25日に行われていることから「引上報恩講」のことと理解できる。またこの報恩講という仏事の折に行われた相撲は「群衆賑敷事也」とみえることから、その盛況ぶりがうかがえる。また、1856（安政3）年に加賀藩が「相撲禁令」を発したなかで、本念寺の相撲だけは例外扱いされていた。「羽咋本念寺仏会等の節、相集い候参詣の者どもの内、従来力競いたし候よし、右者御停止の角力にも似寄り候につき、指留べき筈に候えども、年古き仕来候よしにつき、先ず見過し置候処、近年村毎に打寄り力競いたし候よし相聞え、沙汰の限りに候、村々において右様の義堅く相成らず候条、村切取締方前条同様嚴重に申し渡すべく候」²²⁾本念寺の仏事の折に実施されている相撲は村毎に行われている相撲と変わる所がないので、本来なら禁止すべきところであるが、「年古き仕来」であるから見過ごしておくというのである。藩といえども一向宗の触頭に任じている大寺院が古くから行なってきた相撲会を禁止することができなかつたようである。さらに、明治初年代に刊行された森田柿園（平次）の郷土誌『能登志徴上編』（1969

年復刻)も、唐戸山神事相撲が本念寺の仏事満座相撲を前史とすることをあかしてくれる史料である。森田は平田篤胤の神道の流れをくみ、山間僻地の小神社にいたるまで仏教臭の払拭に努めたことで知られている²³⁾が、1876(明治9)年に官界を退き、この郷土誌の執筆に入っている。それによれば、唐戸山相撲は次のように描写されている²⁴⁾。「唐戸山羽咋村より一宮村へ越す往来脇なる小高き岡上に、唐戸堀というて、から堀の如き窪みあり、今毎年八月廿五日本念寺の報恩講の時、此地に角力ありて、近郷より多く集まりいと賑敷事也」このように幕末から明治初年代にかけても、本念寺の報恩講の祈りに相撲が実施され、近郷近在から多くの人々が見物にでかけたことを知ることができる。

4. 「近代」における唐戸山「神事」相撲にみる「仏事」的要素

次に明治に入り、この唐戸山神事相撲の全容を伝える最も古い史料とされる羽咋神社の古文書を眺めてみよう。1909(明治42)年9月11日付で石川県に登録(實第貳八〇號)された「唐戸山相撲由来書1通」(著者伝来不詳)がそれである。これは「相撲の由来書」と「神事相撲記」からなるが、後者の中でこの相撲の仏事的要素を見出すことができる²⁵⁾。「神主ハ奏告ノ式ヲ修メ了リ相撲原由書ヲ朗讀シ土杯ヲ擧ケテ神酒ヲ大関ニ屬シ献酬一過シテ後賞證相撲由来書各一通白絹幣帛一本及提灯一張(本念寺名入り、引用者注)ニ先ノ土杯ヲ併セテ之ヲ行司ニ附シ行司之ヲ大関ニ與ヘ・・・(中略)・・・我社(羽咋神社、引用者注)ノ東ニ本念寺アリ養老中我社ノ別當職藤原有麿ノ建ツル所ニシテ本北方白鳳寺ト稱ヘタリ我社相撲會ノ日ヲ介シテ前夜通シテ三日間石衝別命ノ大法會ヲ修メ初ヨリ一タヒモ發セス」。このように羽咋神社の社伝には唐戸山「神事」相撲に本念寺が深く関わってきたことを証しているが、本念寺の法会があたかも羽咋神社の祭神(磐衝別命)の追善法要であるかのように記述されている点は注目される。なぜなら、本念寺が勸進元となっていた藩政時代の唐戸山相撲を意図的に払拭し、1879(明治12)年以降に羽咋神社が祭式に則って整理した運営方法をあたかも連綿として伝えられたものとして記述しているからである。

このようにみると、1879年に「神事」相撲として羽咋神社が主管するように

なってからも、「仏事的」側面を継承しなければならなかったのではないかと考えられる。その側面は本念寺名入りの高張提灯が賞品として贈られていたことや、勝ち力士（大関）が本念寺へお礼参りと称して参詣していたことなどがみられるからである。お礼詣の習わしは1965（昭和40）年代を境に廃れたようであるが『本念寺報』が伝えるものが以下である²⁶。「唐戸山大相撲の勸進元も明治十一（1878、引用者注）年までは当寺が司っていたのだが当時の神社、世話人や神官さんと話し合い、翌一二年から羽咋神社が神事相撲として古史からも調べた上げた歴史を元として催されることになったものです。なお、賞として『本念寺』名入りの高張提灯を贈るほか、相撲の終わった翌日には必ず勝力士が本堂へ、お礼詣りに参堂されることになっております」。この高張提灯の記念すべき初の授与は、1879年に唐戸山相撲の主管が本念寺から羽咋神社に移管された年に大関となった氷見の荒磯嘉四郎である。この「神事」相撲の覇者に対して「羽咋神社が御台賞、生絹一疋の幣帛、本念寺から寺名入りの高張提灯等を授与」することになり、さらに「勝力士は鍛名を奉額し、氏名を記帳」することによってその榮譽を永久に記録保存することになったのである²⁷。

このように記録として確認できるのは「神事」相撲に移行したときからであり、御台賞や幣帛の授与もまた羽咋神社に移行したときから始まった。また、羽咋神社の先代宮司が本念寺の引上報恩講時の「磐衝別命の追善法要」を営む日時に本堂に参詣していたことも、羽咋神社側はかつて唐戸山相撲が「仏事」相撲であったことを容認していることのあらわれである。それは『唐戸山相撲史』の序文で次のように綴られている²⁸。「現今の羽咋神社中心の唐戸山相撲は、神仏分離を唱えた明治以降のもので、以前は別当寺にあたる本念寺が行う法要の一行事として継承されてきたのである。農民の団結と経済力の蓄積を極度に警戒して、その娯楽行事をも抑制した前田家も唐戸山の相撲の中止を命じなかった事は、唐戸山相撲の伝統の偉大さ、その起元の遠永なる事を物語っているものである」

以上のことから、唐戸山「神事」相撲の先駆は本念寺が主管となって実施してきた、所謂「仏事」満座の相撲に遡ることができ、すでに「神事」相撲に移管される以前に隆盛を得ていたと考えられる。

5. 羽咋神社の社格について

ここでは拙稿の「唐戸山神事相撲の盛衰」『日本体育大学紀要』²⁹⁾が教える羽咋神社の社格についてみておきたい。羽咋神社は昭和3（1928）年9月に官幣中社昇格願書を提出するが、そこにいたるまでに次々とその体裁を整えている。

そこでまず、『日本宗教事典』³⁰⁾に記されている内容を確認しておこう。「明治から昭和20（1945）年までの間、神社は国家に管理されていた。明治政府による社格制度は明治元（1868）年3月13日の布告をもって始まり、当初勅祭社、神祇官直支配社、准勅祭社の三等に区別された。しかし、この区別は永続的な制度としての性格を持たなかったため、明治4（1871）年5月に至り官社以下定額、同7月にこれに附帯する郷社定則を交付し、全国的規模で社格制度の確立がなされるようになったのである。これは神社を官国弊社（官社）と諸社（民社）に分け、さらに官社を官幣社と国幣社に分け、政府の管理下に置き、それぞれを官幣大社、国幣大社、官幣中社、国幣中社、官幣小社、国幣小社の三等に区分し、官幣社は神祇官が、国幣社は地方官が祭るとしている。また、諸社については、藩社であったものを府社、府藩県崇敬の神社を県社、郷邑の産土神（うぶすながみ）で一戸籍区に一社を設けたものを郷社に分けて、それらを地方官（政府）の管轄下に置き、その附属下に村落の氏神を置いて二村社とする制度であった。」

以上のことから確認できるように羽咋神社は明治4年7月の定則に則って、明治5（1871）年9月5日に社格を郷社に改めている。

つぎに明治8（1875）年8月に政府によって神社祭式が交付され、府県社以下の神社に祭典を執行するように通達された後に、本念寺が主管していた唐戸山の相撲を4年後の明治12（1879）年に神社の祭典として取り込んで執行している。その結果、2年後の明治14年11月に県社へ昇格しているのである。唐戸山の相撲が神社の相撲、すなわち、「神事」相撲として執り行われるようになった翌年の「神社明細帳」にはこれまで本念寺仏事満座の相撲が次のように記されている³¹⁾。「由緒 明治一三年の神社明細帳には、古老の伝承として本社の創祀の由来を記するところがある。・・・中略・・・命はこの地で薨ぜられた

ので、住民は御墓を築いて奉葬、その御墓の土をとった地の跡を唐戸山と称し、今も巨大なすり鉢状の凹地をなし、毎歳ここで神事相撲が行われている。」このように本念寺仏事満座の相撲があたかも神事相撲であったかのように記述されているのである。

そして官幣社は歴代天皇及び皇族を奉祀せる神社（樞原神宮、吉野神宮、明治神宮、鎌倉宮等）、歴代皇室の崇敬顕著なる神社（加茂両社、春日大社、石清水八幡宮、氷川神社等）でなければならぬ³²⁾ことから「神社明細帳」には次のようにも記されている³³⁾。「命の御子石城別命は羽咋国造(くにのみやつこ)に定められ(成務天皇あるいは雄略天皇の御代といわれる)、やがてこの地でなくなられた。よって御墓を築いて奉葬し、祭祀を怠らず後々に及んだと伝承するのである。この両墓は、大正六年九月二七日に石撞別命・石城別命の御墓を御治定になった。」

このように羽咋神社は明治初期から昭和初期にかけて社格を昇格させ、神社としての体裁を整えていったのである。

6. 明治期（＝近代）における天皇家と皇族の信仰について

最後に、天皇家と皇族の信仰についても概観しておくことにしたい。実のところ神道が天皇家皇族の進行に定まったのは明治期からのようである。『日本人の神入門』³⁴⁾によれば、長くなるが次のことを教えてくれる。「古代において天皇が直接に政治にたずさわる、そこには天皇親政の体制が確立されていた。しかし、それは長くは続かず、しだいに天皇家の外戚をふるった藤原氏が政治上の実権を握った。鎌倉時代に入ると武家政権が成立すると、後醍醐天皇による建武の親政においては天皇による親政が復活した。ただそれは一時的なものに終わり、それ以降、天皇は政治上の権力から遠ざけられ、階位制度などを通して武家に権威を与える役割に限定されるようになっていた。

明治新政府は、当初、天皇親政の時代に立ち戻ることをめざしたが、現実にはそれはうまく機能せず、やがて天皇を頂点に戴く立憲君主制を採用することになる。天皇の地位は、明治22（1889）年に公布、翌年に施行された大日本帝国憲法によって規定されることになった。その第1条では『大日本帝国ハ万世

一系ノ天皇之ヲ統治ス』とされ、第3条では『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』と、天皇が特別な存在であることが規定された。

これと併行して、新たに『皇室祭祀』が営まれるようになる。明治時代以前の天皇家においては、日本人全般がそうであったように、神道と仏教を中心に儒教や神道、陰陽道といったさまざまな信仰が習合した形で受け継がれていた。決して、天皇家の信仰が神道に限定されていたわけではない。

しかし、神仏分離という流れが生まれるなかで、天皇家に対してもそれが求められた。天皇が京都にいた時代には、宮中には『お黒戸（くろど）』という仏間が設けられ、そこには歴代の天皇や皇后の位牌が祀られていた。しかし、このお黒戸は、東京に設けられた皇居には移されず、天皇家の菩提寺である京都の泉涌寺（せんにゅうじ）に移されている。

その代わりに、宮中には、賢所（かしこどころ）、皇霊殿（こうれいでん）、神殿からなる『宮中三殿』が設けられた。賢所は天照大神を祀るもので、皇霊殿には歴代の天皇や皇族の霊が、そして神殿には天神地祇が祀られた。皇霊殿・神殿は京都にはなかったものである。

宮中三殿が設けられ、とくにその中核に天照大神を祀る賢所が占めたことによって、皇祖神である天照大神と天皇との系譜上の結びつきが強調される。それとともに、天皇は自らの祖先としての神を祀る祭祀、つまり神主の役割を果たすこととなった。これも明治になって生まれた新しい事態である。

こうした体制が作り上げられるようになったことで、天皇家や皇族の信仰は神道に定まり、仏教などはそこから排除されていったのである。」

以上のように、明治維新の政治的思想であった王政復古・祭政一致を具現化することによって生じた影響は、「神仏分離」や過激な「廃仏毀釈」運動へと展開したことはよく知られている。それが天皇家や皇族の信仰にも及んでいたのである。このよう事実が近年になって漸く知られるところとなっている。

7. まとめ

これまで述べてきたように「前近代」において羽咋の法事（引上報恩講満座）の相撲が「近代」に入って、暫くして「神事」相撲に見事に変容した事例が唐

戸山神事相撲であった。スポーツ史研究において「神事」研究の今日的意義について所見を交えてまとめると以下のように整理することができる。

- (1) スポーツ史研究において日本の「相撲史」を取り扱うことは、近代を通過した現在（＝後近代）においては自明のものとなっている。
- (2) 日本の前近代における「神仏習合」の文化において、神と仏は分け隔てなく信仰されていたが、近代（＝明治）に入り、近代国家が建設されるプロセスにおいて「神社整理」「神仏分離」「廃仏毀釈」などの影響で神（道）と仏（教）に分離、あるいは仏教色が払拭させられた。これにともなって、これまでの「仏事」相撲が「神事」相撲へと変容していった。そのことを端的に教えてくれるのが石川県羽咋市の羽咋神社で行われる唐戸山神事相撲である。
- (3) スポーツ史研究において、「近代」を通過した時代、つまり「現代」（＝後近代）をどのように認識するのが重要な課題とされ、このスタンスを取ることによってどのような研究視角が新しく浮かび上がってくるのかが常に問われている。現代における「神事」相撲の研究は、まさにその実践ということになる。ここにその意義を見出すことができる。
- (4) また、近年になって明治期に「神道」が天皇家と皇族の信仰に定められた背景が知られることになる。そこには、歴史上のさまざまな事柄や社会関係、権力の問題などが絡んでおり、神々について知ることはまさに日本の社会を知ることにもつながる。ここにも「神事」相撲研究の意義を見出すことができる。

注記および引用参考文献

- 1) 岸野雄三「転換期を迎えたスポーツ史の研究」『スポーツ史研究』第10号、1997、スポーツ史学会、p. 2。Game や Athletics との区別については阿部生雄「Sport の概念史」『体育史講義』1984、大修館書店、p. 121-p. 125 が詳しい。
- 2) 阿部前掲書、p. 124-p. 125。スポーツという用語は、日本において競技という意味を獲得してのちに、慰み、娯楽、気晴らしなどの意味を補足していく。明治後期から大正年間にかけておもに「運動競技」として定着している。

3) 岸野編著前掲書、p. 2

4) 実際、岸野編著前掲書には「すもうの競技化」p. 139-p. 143 や稲垣正浩・谷釜了正編著『スポーツ史講義』1995、大修館書店、p. 182-p. 183 には相撲の研究が掲載されている。

ところが最近の出来事で大学関係者から「相撲史を研究している者がスポーツ史を語ることができるのか」という質問を投げられたことに驚かされたばかりである。オリンピック種目に日本の武道である柔道が採用されて半世紀以上たとうとしている現在、あるいはスポーツがグローバルスタンダードになっている現在において未だにそのように考える人がいることに衝撃を受けたばかりである。確かに Sport(s) を学問の対象とすること自体、「academic taboo」としていた時期こそあったが、今となってそれはどうの昔のことである。

5) 拙稿の下谷内勝利「江戸山神事相撲の盛衰」『日本体育大学紀要』22(1)、1992、日本体育大学、p. 1-p. 13 は、石川県羽咋市の羽咋神社で毎年9月25日に開催される江戸山「神事」相撲の歴史が日本の近代史とともにあったことを明らかにしている。この意味で江戸山「神事」相撲は日本の近代に産出された新しい歴史ということになる。事実、令和4年度の世田谷シニアスクールにおいて講師を務めた際に「相撲は神事だったのか」をテーマに講演した後に、フロアのシニアの方々から寄せられた意見は相撲が「神事」ということに疑いの余地がないと言わざるを得ないくらいに「近代」の産物を信じ込んでいた。確かに日本の「近代」を通過した今日において、何の疑念も抱かなければ相撲は「神事」である以外の何ものでもないであろう。同様なことは相撲が古代から「神事」であるという立場の人たちにもいえるであろう。

6) 神社合祀とも。つまり、神社を合併整理することである。複数の神社の祭神を一つの神社に合祀させるか、もしくは一つの神社の摂末社にまとめて遷座させ、その他の神社を廃することによって、神社の数を減らすというもので明治初期と明治末期に政府によって行われた。事実、19万3000社あった神社が明治時代に11万社余りに「整理」されたという（島田裕己『なぜ八幡神

- 社が日本でいちばん多いのか』2013、幻冬舎新書、p. 32-p. 32)。
- 7) 島田前掲書、p. 20-p. 24。本書によると日本において八百万（やおよろず）の神というのが「記紀神話」で登場する神は意外と少なく327柱（神は柱で数える）しかないようである。
 - 8) 稲垣正浩「スポーツ史研究の現代的視角を探る」『スポーツ史研究の現代的視角』1991、水野スポーツ振興会研究助成金研究成果報告書、p. 4
 - 9) これに関しては、稲垣前掲書、p. 9-p. 17、「Ⅲ．スポーツ史研究の『現代的視角』の提示」のなかに記されている。
 - 10) 島田前掲書、p. 8。先に触れたが、「記紀神話」にまつわる神は意外と少ないが、「記紀神話」とはまったく関係のない八幡神（信仰）にかかわる神社は日本で一番多く、7817社あるという。このことが相撲史研究において何を意味するのかは今後の研究課題となろう。
 - 11) 本稿で扱う「神事」相撲は日本の近代に興ったという視点に立つものであり、「神事」相撲の研究はまさに日本の近代社会を知ることに関わると考えている。
 - 12) 稲垣・谷釜編著前掲書、『スポーツ史講義』、p. 3-p. 8の「スポーツ史とはなにか」の教える時代認識がわかりやすい。また、時代区分の考え方については、ジャック・ル＝ゴフ、菅沼潤訳『時代区分は本当に必要か？』2016、が参考となる。
 - 13) 近代国民国家もやはりヨーロッパの所産である。「1. はじめに」のなかでも記したように「国民国家の形成と近代スポーツの再検討」がスポーツ史の現代的視角として掲げられている。
 - 14) 神仏混淆（こんこう）とも。神と仏とを調和させ、同一視する思想で、神道と仏教の同化を示すもの。奈良時代に起源をもち、神宮寺の建立が行われ、神のための納経があった。平安初期には神前読経や神に菩薩号をつけるようになった（八幡大菩薩など）。中期になると、習合思想は濃くなり、本地垂迹（ほんじすいじゃく）の思想が成立し、神に権現（ごんげん）（仮の姿の意）の称号が与えられた。また、神の解脱（げだつ）を祈念して建てられた神宮寺に、逆に鎮守を設ける風も生じた。本地垂迹思想の進展により、天台

では山王一実神道、真言では両部（りょうぶ）神道が成立し、鎌倉時代にかけて垂迹美術が多く作られた。江戸時代には国学の隆盛に伴い、復古神道などが提唱されたが、民間における習合思潮は変化せず、明治維新の神仏分離の政策まで続いた“神仏習合（しんぶつしゅうごう）”とは？ 意味や使い方 - コトバンク (kotobank.jp)、百科事典マイペディア、株式会社平凡社（参考 2023. 10. 31）。

15) 明治元（1868）年、明治政府が布告した祭政一致、神祇官再興に伴って生じた、神道と仏教を分離させる政策。明治維新の政治的思想であった王政復古・祭政一致を具現化しようとするもので、平田篤胤（あつたね）らの復古神道が思想的基盤であった。神社お社僧・別当は還俗（げんぞく）し、権現（ごんげん）・明神・菩薩などの神号は廃せられ、神野から仏像・僧像・経巻などが取り払われた。さらにこの政策は過激な廃仏毀釈（きしゃく）運動へと展開した“神仏分離（シンブツブンリ）”とは？ 意味や使い方 - コトバンク (kotobank.jp)、百科事典マイペディア、株式会社平凡社（参考 2023. 10. 31）。

16) 明治初年、維新政府の神道国教化政策に基づいて起こった仏教排斥、寺院・仏像・仏具破壊運動。1868年旧3月、太政官布告による神仏判然令によって神仏分離が急激に実施されると、平田派国学者の神官らが中心となって、各地で神社と習合していた寺院の仏堂、仏像、仏具などの破壊・撤去運動を起こし、隠岐のごときは全島の仏寺を破毀して1寺も残さなかった。1875年に信教の自由が保障されたが、この廃仏毀釈によって政府は宗教に対する政治優先の姿勢を確立した“廃仏毀釈（はいぶつきしゃく）”とは？ 意味や使い方 - コトバンク (kotobank.jp)、百科事典マイペディア、株式会社平凡社（参考 2023. 10. 31）。

17) 平岡克明『唐戸山相撲史』1971、唐戸山相撲史発行所、p. 4。あるいは、本多六郎『本念寺－慶讃法要記念』1974、本念寺、p. 73-p. 74

18) 報恩講とは真宗の宗祖・親鸞の御正当忌日（祥月命日）を最終日（＝満座）にして七昼夜にわたって厳修する法要で、親鸞聖人の遺徳を追懐し洪恩に報謝する行事のことである。この行事は真宗各派の本山において行われるが、

新暦に則って行う場合と、旧暦のままで行う場合がある。大谷派では旧暦によって11月21日より28日まで行なっている（西原芳俊『必携真宗事物の解説上』1978（改訂版）、株式会社ピカタ、p. 203 ～ p. 220）。末寺においてもこの日程に沿って報恩講が実施されるが、能登・氷見地方では「七昼夜」にわたって厳修されるので、これが訛って“オヒッチャ”と呼ばれている。引上報恩講は大谷派の場合、本山での執行期間（11月21日～28日）を引き上げて厳修され、一般に2～3日間に短縮される。その理由として、末寺の住職も本山の報恩講に詣でねばならないという原則が設けられていたことから、引き上げて自坊の報恩講を済ませておく必要があったのである（西山郷史『蓮如と真宗行事』1990、木耳社、p. 73）。

- 19) 谷釜了正・下谷内勝利「唐戸山神事相撲圏の形成に関する歴史的・民俗学的考察：藩政時代における能登地方の名刹・本念寺とその仏事満座相撲が果たした役割」『体育学研究』（第39巻第5号）1995、p. 333-p. 335。
- 20) 羽咋法事について、“古式を伝える唐戸山神事相撲【羽咋市 唐戸山相撲場】” | のとルネ (noto-renaissance.net) (参考 2023. 10. 31) が今日の「羽咋の法事」の様子を教えている。
- 21) 太田頼資『能登名跡志』1777（1969復刻）、石川県図書館協会、p. 5
- 22) 「唐戸山相撲類似力競の禁令」『すまひ・角力・相撲』1991、石川県立歴史博物館、p. 36。同様の禁令は岡部七松家文書として『羽咋市史（近世編）』1974、羽咋市史編さん委員会編、p. 340 に掲載されている。
- 23) 下出積興『石川県の歴史』1984、山川出版社、p. 206
- 24) 森田姉園『能登志徴』（上編）1969復刻、石川県図書館協会、p. 60
- 25) 「羽咋神社 官幣中社昇格願書」1928、羽咋神社、p. 19 ～ p. 22
- 26) 平岡前掲書、p. 4
- 27) 平岡前掲書、p. 21
- 28) 平岡前掲書、序文
- 29) 下谷内前掲書、p. 1-p. 13
- 30) 小野泰博他編『日本宗教事典』1985、弘文堂、p. 72
- 31) 羽咋市編さん委員会編『羽咋市史 中世・社寺編』1975、羽咋市役所、p. 176

- 33) 宮地直一・佐伯有義編『神道大辞典』（復刻）1990、臨川書店、p. 387 ～ p. 388
- 33) 羽咋市編さん委員会編前掲書、p. 176
- 34) 島田裕巳『日本人の神入門』2016、講談社現代新書、p. 227 ～ p. 229